

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社やす
主たる事務所の所在地	愛媛県今治市大浜町3丁目6番11号
代表者（職名・氏名）	代表社員 廣瀬 靖大
設立年月日	令和5年1月19日
電話番号	0898-39-9288

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護いまばり	
サービスの種類	訪問看護	
事業所の所在地	愛媛県今治市南宝来町2丁目2番地1 矢野薬局ビル2階	
電話番号	0898-39-9288	
指定年月日・事業所番号	令和5年6月1日	3860292965
管理者の氏名	豊島 豊美	
事業の実施地域	今治市（大島・伯方島・大三島等の島嶼部は除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は、要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り住み慣れた居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前9時00分から午後17時30分まで
サービス提供時間	午前8時30分から午後18時00分まで

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	人数・勤務形態
管理者	1名 常勤
看護師・准看護師	2.5名以上（常勤換算、うち1名以上は常勤）
作業療法士	1名以上 常勤
理学療法士	1名以上 常勤

職	職務内容
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
看護師	1 指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護・介護予防訪問看護計画書及び訪問看護・介護予防訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護・介護予防訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護・介護予防訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護・介護予防訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護・介護予防訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護・介護予防訪問看護報告書を作成します。
准看護師	1 訪問看護・介護予防訪問看護計画に基づき、指定訪問看護・介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護・介護予防訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。

作業療法士 理学療法士	1 訪問看護・介護予防訪問看護計画に基づき、指定訪問看護・介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護・介護予防訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。
----------------	---

6. 提供するサービスの内容

訪問看護・介護予防訪問看護は、保健師、看護師、准看護師、作業療法士、理学療法士（以下「訪問看護職員」といいます。）が、ご利用者のお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

（1）サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス・介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて 具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護・介護予防訪問看護計画に基づき、訪問看護・介護予防訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容（サービス例） ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥創の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置 ⑪ 訪問看護・介護予防訪問看護報告書の作成

(2) 訪問看護職員の禁止行為

訪問看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7. 利用料金

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者様からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

《要介護》 所得により負担額の割合が異なります。 ※令和6年6月1日現在

	時間内 8:30～18:00	10割負担額	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 1 看護師（20分未満）	314 円	3,140 円	314 円	628 円	942 円
准看護師	283 円	2,830 円	283 円	566 円	849 円
訪問看護 I 2 看護師（30分未満）	471 円	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円
准看護師	424 円	4,240 円	424 円	848 円	1,272 円
訪問看護 I 3 看護師（30分以上60分未満）	823 円	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円
准看護師	741 円	7,410 円	741 円	1,482 円	2,223 円
訪問看護 I 4 看護師（60分以上90分未満）	1,128 円	11,280 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円
准看護師	1,015 円	10,150 円	1,015 円	2,030 円	3,045 円
訪問看護 I 5（1回 20分）	294 円	2,940 円	294 円	588 円	882 円

※ I1～I4の訪問は、准看護師が訪問した場合は所定単位数の90/100を乗じた単位数で算定します。

※ I5は作業療法士・理学療法士による訪問です。

《要支援》 所得により負担額の割合が異なります

	時間内 8:30～18:00	10割負担額	利用者負担額		
			1割	2割	3割
予防訪問看護Ⅰ 看護師（20分未満）	303 円	3,030 円	303 円	606 円	909 円
准看護師	273 円	2,730 円	273 円	546 円	819 円
予防訪問看護Ⅱ 看護師（30分未満）	451 円	4,510 円	451 円	902 円	1,353 円
准看護師	406 円	4,060 円	406 円	812 円	1,218 円
予防訪問看護Ⅲ 看護師（30分以上60分未満）	794 円	7,940 円	794 円	1,588 円	2,382 円
准看護師	715 円	7,150 円	715 円	1,430 円	2,145 円
予防訪問看護Ⅳ 看護師（60分以上90分未満）	1,090 円	10,900 円	1,090 円	2,180 円	3,270 円
准看護師	981 円	9,810 円	981 円	1,962 円	2,943 円
予防訪問看護Ⅴ （1回 20分）	284 円	2,840 円	284 円	568 円	852 円

※ Ⅰ～Ⅳの訪問は、准看護師が訪問した場合は所定単位数の90/100を乗じた単位数で算定します。

※ 作業療法士・理学療法士による訪問です。

○「18:00～22:00」又は「6:00～8:00」の訪問の場合 上記金額の25%を加算した金額になります。

○「22:00～6:00」の訪問の場合 上記金額の50%を加算した金額になります。

<病状によって下記の料金が加算されます。>

	月に1度	10割負担額	利用者負担額		
			1割	2割	3割
特別管理加算Ⅰ	500 円	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算Ⅱ	250 円	2,500 円	250 円	500 円	750 円
ターミナルケア加算	2,500 円	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
初回加算（Ⅰ）	350 円	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
初回加算（Ⅱ）	300 円	3,000 円	300 円	600 円	900 円
退院時共司指導加算	600 円	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	1回あたり				
複数名訪問加算 30分未満	254 円	2,540 円	254 円	508 円	762 円
30分以上	402 円	4,020 円	402 円	804 円	1,206 円
長時間訪問看護加算	300 円	3,000 円	300 円	600 円	900 円

<緊急時訪問看護加算の契約をして頂いた方は下記の金額を頂きます。>

	月に1度	10割負担額	利用者負担額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算	600 円	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円

<介護保険適用外料金>

死後処置（エンゼルケア）	5,000 円
--------------	---------

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡 体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。に対して、指定訪問 看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。)をいう。)、他系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します

① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④ 真皮を超える褥瘡の状態

⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

書式変更: インデント: 左: 0 mm, 最初の行: 0 字

- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

【その他の費用について】

キャンセル料	前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	サービス当日のご連絡の場合	キャンセル料 2000 円

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

キャンセル時の連絡先

電話番号 0898-39-9288

8. 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

①利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日 までに利用者あてにお届けします。
②利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の 26 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア） 事業者指定口座への振り込み 伊予銀行 今治支店 番号 4149072 合同会社やす 代表社員 廣瀬靖大 （イ） 利用者指定口座からの自動振替 弊社指定の SMBC（三井住友カード）口座振替の振替用紙にご記入をお願いします。 （ウ） 現金支払いの場合 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

9. 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	豊島豊美
	イ 連絡先電話番号	0898-39-9288
	ウ 受付日及び受付時間	月曜日から金曜日 午前 9 時 00 分から午後 17 時 30 分まで

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

10. サービスの提供にあたって

(1)

サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2)

利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3)

主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

(4)

サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

(5)

訪問看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

11. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

(1) 当事業所における苦情の受付

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当 管理者 豊島 豊美 電話番号 0898-39-9288 面接場所 当事業所の相談室 受付時間 月曜日～金曜日 (9:00～17:30)
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	今治市介護保険課	所在地 今治市別宮町1丁目4番地1 電話番号 0898-36-1526
	愛媛県国民健康保険 団体連合会	所在地 松山市高岡町101番地1 電話番号 089-968-8700

※行政機関その他苦情受付機関：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

12. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	事業者が業務に起因して利用者に身体障害を与え、また財物を滅失・破損した結果法律上の損害賠償を負った場合に損害を補償します。

13. 緊急時における対応方法

看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。また、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	主治医名	
	医療機関	
	連絡先	
ご家族	緊急連絡先（続柄）	
	住所	
	電話番号	

14. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者： 豊島豊美
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 身体拘束について

事業者は、身体拘束について基本的に行いません。

但し、身体に危険を及ぼす場合、ご家族、主治医、介護支援相談員と相談の上、利用者もしくはご家族に書面で同意を得て行います。ご本人の負担を最小限にするため、短時間で危険のないよう配慮します。

16. ハラスメントについて

下記①～④が見受けられた時、場合により利用者に対し契約解除となることがあります。

- ①身体的暴力（物をなげつける・刃物を向ける・服を引きちぎる・手をはらいのける）
- ②精神的暴力（怒鳴る・奇声や大声を発する・特定の職員に嫌がらせをする）
- ③セクシャルハラスメント（身体を触る・腕を引っ張る・ストーカー行為・抱きしめる）
- ④カスタマーハラスメント（契約外の無理難題の要求等）

17. 業務継続計画について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

18. 個人情報の保護

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た 利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供 契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又は その家族の秘密を保持させるため、従業者である 期間及び従業者でなくなった後においても、その 秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の 内容とします。
② 個人情報の保護について	事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報 が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 愛媛県今治市大浜町3丁目6番11号
事業者（法人）名 合同会社やす

代表者職・氏名 代表社員 廣瀬靖大 印

説明者職・氏名 管理者 豊島豊美 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所
本人との続柄
氏名 印

立会人

住所
本人との続柄
氏名 印

改訂

2024 年 6 月

- ・ 3～4P 料金表
- ・ 8P 口座振替会社の名称変更

2024 年 12 月

- ・ 11～12P 身体拘束について （追加）
 - ハラスメントについて （追加）
 - 業務継続計画について （追加）

2025 年 2 月

- ・ P2 事業所の職員体制（看護師・准看護師）の記載変更